

(資料3)

徳島県特別支援学校の教育環境に関する検討会議 設置要綱

(設置)

第1条 本県における特別支援学校の教育環境に関する現状と課題を整理し、実情に根ざした今後の教育環境の方向性を検討するため、「徳島県特別支援学校の教育環境に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 特別な支援を必要とする児童生徒の今後の人数予測に関する事項
- (2) 次世代の特別支援教育の担い手となる人材の育成と確保に関する事項
- (3) 可能な限り地域の中で共に学ぶ教育の実現に関する事項

(組織)

第3条 検討会議は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、学識経験のある者、学校教育及び特別支援教育の関係者、障がい者団体の代表者、医療・福祉機関の代表者等をもって構成する。

3 会長は、委員の互選によって定める。

(会長の職務)

第4条 会長は、会議を総括する。

2 会長は、委員以外の者の意見を聴く必要がある場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 検討会議の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局は、徳島県教育委員会特別支援教育課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関して必要な事項は、会長及び委員の協議により定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。